

# 第19回郡山市子ども・子育て会議 会議録

## 【日時】

平成29年1月30日（月）午後1時30分～午後3時00分

## 【場所】

郡山市総合福祉センター5階 集会室

## 【次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
  - (1) (仮称) 郡山市子どもに関する条例について
  - (2) 平成28年度「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」の評価・検証について
  - (3) 子育て世代包括支援センターについて
  - (4) その他
- 4 その他
- 5 閉会

## 【出席委員】

14名（敬称略）

滝田 良子、平栗 裕治、吾妻 利雄、大川原 順一、大竹 亜紀、笠井 修、加藤 友和、佐藤 広美  
鈴木 宮子、福内 浩明、保住 キミ、増子 静江、峯 淳子、安田 洋子

## 【欠席委員】

6名（敬称略）

遠藤 重子、太神 和廣、大和田 新、源後 正能、今野 静、隅越 誠

## 【事務局職員】

13名

こども部：鈴木 弘幸（次長）、渡辺 伸市（次長）、塚原 馨（参事兼こども未来課長）  
こども未来課：遠藤 尚孝（主幹兼課長補佐）、石田 佐和子（こども企画係長）、伊東 惣市  
（青少年・放課後児童育成係長）、木村 祥一（こども企画係主査）  
こども支援課：伊藤 克也（課長補佐）、佐藤 昭一（主任主査兼子育て支援係長）、柳沼 洋史  
（主任主査兼こども家庭相談センター所長）、山田 てるみ（主任技査兼母子保健係長）  
こども育成課：井上 薫（主任主査兼管理係長）、佐久間 由三子（主任主査兼認定給付係長）

## 【配布資料】

- ・資料1 「子どもに関する条例骨子の概要」
- ・資料2 「平成28年度「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」の評価・検証について
- ・資料3 「子育て世代包括支援センターについて」
- ・子どもの権利条約 日本ユネスコ協会抄訳（滝田会長より）

## 1 開会

(遠藤主幹)

定刻となったので、ただいまより「第19回郡山市子ども・子育て会議」を開催する。

本日は20名中14名の委員が出席しており、郡山市子ども・子育て条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることを報告する。

はじめに、滝田会長からごあいさつをいただく。

## 2 会長あいさつ

【滝田会長から以下のとおりあいさつがある。】

- ・この会議は、私たちが思っている以上に若い世代から期待されている。
- ・待機児童問題に関して、行政の努力と民間の活力により郡山市においては、解消に向けた良い兆しがあるように感じる。
- ・今時の子どもは声を大きく出す者や意見の強い者に流される風潮がある。
- ・「声を挙げられない人」の括りに子どもたちがいることから、大人が子どもの人権を考え、子どもの声を吸い上げて自主性を重んじていけるようにすることがこの会議の目指すところである。

## 3 議事

【議事の前に、遠藤主幹から本日使用する資料の確認がある。】

(遠藤主幹)

それでは「議事」に移るが、以降の会議の進行については、郡山市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、滝田会長に議長をお願いする。

(滝田会長)

それでは、議長を務めさせていただく。

早速だが、「(1)(仮称)郡山市子どもに関する条例について」事務局から説明願う。

【事務局：木村主査から、資料1に沿って説明がある。】

(滝田会長)

ただいま事務局から説明があったが、確認させていただきたい点がある。

このアンケートは、あくまでも小学生・中学生・高校生に向けてであり、就学前の子どもを持つ保護者や、保育所・幼稚園等の先生に実施する予定はないのか？

(事務局：木村主査)

仰るとおりである。

(滝田会長)

今の説明を踏まえて、質問や意見はあるか？

(安田委員)

「子どもに関する条例」となっているが、他市町村では「子どもを守る条例」や「子どもの権利に関する条例」などと制定されていることが多い。

「関する」という表現は漠然としているため、「守る」や「権利」という言葉を使い、明確に示せないのか？

(事務局：木村主査)

条例の名称については子どもの権利条例分科会においても議論されており、現時点ではあくまで「仮称」であり、条例の内容が固まってくればどのような名称が適切なのかが見えてくることから、正式名称はそれから検討したい。

(平栗委員)

アンケートの対象が小学生以上となっているが、この条例は「これから子どもをどのように育てていくのか」に視点を置かなければならない。

0歳から18歳未満の全ての子どもが最善の利益を享受できるよう、子ども・子育てに関する幅広い内容を網羅した条例にしてほしい。

そのためには、全ての子育て世代の意見を聴く必要があると考える。

(事務局：木村主査)

今後、条例の内容が固まった段階で、全市民を対象として意見を聴く「パブリックコメント」を実施する予定であることから、今回のアンケート対象者以外の方については、その際に意見をいただきたいと考えている。

(鈴木委員)

アンケートの一番最後に「郡山市について」とあり、「郡山市は好きですか？」と聴いているが、好き嫌いについて、自分が生まれ住んでいる場所に対してそういった感覚を持っているかが疑問であることから「大人になってからも住み続けたいですか？」という聴き方のほうが、子どもは分かりやすいと思う。

また、学校へもアンケートを行うとのことだが、保育所や幼稚園にも聴ければなお良い。

(事務局：木村主査)

改めて当該部分の質問内容を検討させていただきたい。

(大川原委員)

規定にある「事業者の責務」について、文中に「関係団体と連携し」とあるが、関係団体とはどういった団体を想定しているのか？

私は、中小企業家同友会に属しており、関係団体とは経済団体を指しているのかと思う。

産休・育休など働く女性への支援については各企業の努力目標となっており、制度化するには経営者の意識の問題、経営実態の問題があり、零細企業では思っても実行できないといった現状もある。

そういった企業が、この条例の理念に基づくような支援をできるように、市を含めた関係団体との連携が必要であるので、事業者へも意見を聴いたほうがよい。

(事務局：木村主査)

この規定で想定している関係団体は、主に経済団体である。

以前、子どもの権利条例分科会の中で、経済団体との連携についての意見をいただいたことから、このように表現した。

中小企業の実情を踏まえると義務化は困難であると思われるので、まずは今まで明記していなかったことを明文化し、努力義務として加えたものである。

(大川原委員)

今後、郡山市の中小企業の実態調査も行っていただきたいと思う。

(安田委員)

子どもの定義に「市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所する」とあるが、滝田会長からお配りいただいたユネスコの資料にはそこまで定義されていない。

この表現が入ることにより、定義から漏れる子どもも出てくる可能性があることから、「全ての子ども」とした方がよいのではないか？

定義の(6)市民等についても同様に感じる。

また、「子どもの主体性」が、子どもの責務のような表現になっている。

他市町村の条例では、子どもにとって大切なこと、子どもにとって大切な権利といった流れで子どもの主体性が明記がされている。

ユネスコでは、子どもの権利条約の中の「子どもにとって大切なこと」を4つの柱として、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利としている。

ここを取り上げて明文化している市町村が多いと感じたので、本市においても、より具体的に柔らかい文章で表現すると、子どもが分かりやすくなると思う。

(福内委員)

私もこの「主体性」という言葉に引っかかる。

ただ、私はもっと強い言葉でも良いのではないかと考えている。

郡山市に住む子どもとしての・・・という表現に替えたほうがよいのではないか。

他は「責務」で統一してあるのに、子どもだけ「主体性」となっているほうが分かりづらいように思った。

(滝田会長)

皆さんのお手元に、子どもの権利条約に関するユネスコの資料を配らせていただいた。

子どもの権利条約を抜粋し、分かりやすく表現したもののなので参考としてほしい。

ただ今、委員から意見があった文言の整理や表現方法について、事務局から説明願う。

(事務局：塚原課長)

定義の(1)と(6)についてだが、規定では「市内に住み、勤め、又は通学、通園」としており、要は郡山市民、若しくは郡山市民でなくても何らかの形で市に関わりを持っている子ども、大人全てを対象としている。

また、「子どもの主体性」についてだが、こちらは規定の骨子としてお示ししているので、次回の会議や分科会の段階では、もう少し具体的な条文の形式にしたものをお示ししたいと考えている。

(滝田会長)

その他、何かあるか？

<特になし>

(滝田会長)

続いて「(2)平成28年度「仮設住宅の再編等に係る子どもの学習支援によるコミュニティ復興支援事業」の評価・検証について」事務局から説明願う。

【事務局：伊東係長及び木村主査から、資料2に沿って説明がある。】

(滝田会長)

ただ今の事務局からの説明について、質問や意見はあるか？

(吾妻委員)

評価・検証は、事業や費用的な部分など、何に対して行うのか？

また、震災後子どものケアプロジェクトは委託業者が入っているが、子ども教室はどこが主体で実施されているのか？

(事務局：木村主査)

あくまで事業に対しての評価と考えている。

(事務局：伊東係長)

子ども教室の事業主体は、地域住民が参画して立ち上げる「運営協議会」である。

運営協議会には、市や小学校も所属しており事業を運営している。

(平栗委員)

子ども教室は、空き教室がある小学校を対象として設置しているのか、それとも地域状況により設置しているのか？

非常に有意義な事業であることから、郡山全域で実施していただきたい。

(事務局：伊東係長)

この事業に類似した事業で「児童クラブ」というものがあり、本会議において設置基準について審議していただき「15人以上の利用希望がいる小学校に設置する」とした。

一方、子ども教室については、利用希望が15人未満の学校を対象とし、できるだけ空き教室を利用して実施している。

今後、児童クラブまたは子ども教室を市内全校に設置する予定である。

(滝田会長)

子ども教室に個人負担はあるのか？

(事務局：塚原課長)

児童クラブでは、実費徴収金として概ね4,000円程度徴収しており、その他に保護者会費として子どもたちのおやつ代等に充てる費用を2,000円程度いただいている。

子ども教室では、基本的に施設の利用料は発生していないことから無料であるが、保護者会費はおやつ代として必要な金額をいただいている。

(滝田会長)

復興事業だから無料ということなのか？

(事務局：塚原課長)

児童クラブは厚生労働省の管轄であり、保育の一環という位置づけであり、子ども教室は文部科学省の管轄であり、教育の一環という位置づけである。

元々子ども教室は、文部科学省で事業費の1/3を補助しているが、郡山市においては復興支援ということで10/10の補助を受けている。

(滝田会長)

評価をするにあたり、内容を理解しなければならないので、事業評価に関する資料が整い次第、余裕を持って委員に示していただきたい。

(鈴木委員)

子ども教室を、仮設住宅に近い小学校等、子どもが多い小学校に設置する予定はあるのか？  
また、放課後、毎日親の代わりに子どもを見てもらえるものなのか？

(事務局：塚原課長)

現在、市内58の小学校の内、児童クラブが36校、子ども教室が6校設置してある。

本年4月には、日和田の高倉小学校にも子ども教室を開設する予定であり、西田地区の統合小学校には児童クラブを設置する予定でそれぞれ進めており、将来的には全ての小学校に設置する予定である。

子ども教室は児童クラブと違い、親が在宅していても全ての1年生から6年生までを対象に預かっており、子どもを預かる時間帯や期間も違っている。

児童クラブの代替という役割も果たしているため、他市の場合だと一週間に1回や一ヶ月に数回といった場合もあるが、郡山市は基本的には毎日預かっている。

(鈴木委員)

未設置校を優先的に設置していくということか？

(事務局：塚原課長)

学童保育の利用希望者が15人以上いれば、児童クラブを優先的に設置していく考えだが、そういった学校にはほぼ設置済みである。

残りの学校については、子ども教室を整備していく考えである。

(鈴木委員)

市内には学童保育が設置されている学校がほとんどであるが、そこに入れたい子どももおり、民間の高額な学童保育を利用せざるを得ない。

小学校に通う子どもが増えると、当然負担も増え、民間の学童保育を利用できなくなり、結果として子どもが家に一人での状況になってしまう。

学童保育を既に設置していることは理解しているが、子どもが多い地域の学童保育を増設してもらえると親としては安心できるので、そちらにも力を入れていただきたい。

(事務局：塚原課長)

児童クラブは、国が示している指針では1年生から6年生までの子どもを対象としているが、現実として一部の学校では、利用希望者の全てを受け入れることができていない。

そういった学校については随時増設している。

一方で、児童クラブと並行して子ども教室にも取り組むといった指針もあることから、受け入れ人数の拡大について努力していきたい。

(滝田会長)

続いて「(3) 子育て世代包括支援センターについて」事務局から説明願う。

【事務局：伊藤補佐から、資料3に沿って説明がある。】

(滝田会長)

ただ今の事務局からの説明について、質問や意見はあるか？

(安田委員)

こういった取組みはとても大事なことであり、特に障がいを持つ子どもの場合、健診受診後にサービスにつながりにくい。

そこに切れ目ができてしまい、保護者がどうすればよいのか分からなくなってしまう現状があるので、関係機関との連携を形にしてほしい。

また、健診で得た情報とサービスが繋がっていかないと機能しないと思われるので、ぜひ力を入れていただきたい。

(事務局：伊藤補佐)

切れ目ないサービスについては、第一段階として妊娠届により母子手帳を交付する際に、母親から妊娠中や出産後の不安等について聞き取りを行う。

第二段階として、生後4ヶ月までの子どもがいる保護者を対象に全戸訪問を行い、障がい等を抱えているかや、育児に関する不安についてフォローし、様々なサービスが受けられるよう細やかな支援を行っていく。

そのために児童相談所や医療機関等の関係機関との連携を図っていく。

(吾妻委員)

子育て世代包括支援センターの構成はどのようになるのか？

また、現在の制度では療育センターとのつながりが非常に悪いので、このセンターが設置されることにより、タイムリーにサービスを受けることができる、連携できるようになれば保護者としては大変ありがたい。

(事務局：伊藤補佐)

構成については、パターン化するのではなく、子ども一人ひとりの状態によって様々な関係機関と連携していく。

(保住委員)

子育て世代包括支援センターでは、保健師等の専門職が支援プランを策定するようだが、この中に栄養士は入っているのか？

子どもの食事は非常に大切なことであるので、栄養面も含めた支援が展開できればよい。

また、支援プランの中にも栄養に関することが入れば、より健全な成長を促せると思うので、専門職の中に栄養士も入れていただきたい。

(事務局：伊藤補佐)

市としても食育は重要であると考えている。

現在、こども支援課では子どもの栄養状態について健診等で保護者から聞き取りをし、それに対してアドバイスを行っており、センター設置後も継続して実施していく。

栄養面に不安を抱える保護者に対しては、専門的な知見をお持ちの栄養士等にも意見をいただきながら支援プランを策定していくようになる。

(平栗委員)

郡山市で子どもを産み育てるためには、このセンターは非常に重要であり市民にとってありがたい話だと思う。

保護者にとって、子育て支援はワンストップでなくてはならない。

郡山市として全ての子どもたちが最善の利益を受けられるようにするため、素晴らしいセンターとなれるように我々も協力していきたい。

(事務局：伊藤補佐)

仰るとおりである。

子育て世代包括支援センターについては、ニコニコ子ども館をワンストップサービスの拠点とする予定である。

(滝田会長)

続いて「(4) その他」について何かあるか？

<特になし>

(滝田会長)

全ての議事が終了したので、議長の職を解かせていただく。

#### 4 その他

(遠藤主幹)

その他について何かあるか？

【事務局：木村主査から、次回以降の会議開催日程について事務連絡がある。】

#### 5 閉会

(遠藤主幹)

以上をもって、会議を終了する。

以 上